

**65歳
以上**

伊豆の国市 高齢者を対象に**補聴器**の 購入費を**助成**します！！

加齢による聴力低下により、
日常生活に支障はありませんか？
ご友人やご家族とのコミュニケーション
に困っていませんか？



●申請できる人（以下のすべての要件を満たす人）

- ・市内に住所を有する65歳以上の人
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けた人
- ・市税を滞納していない人
- ・障害者総合支援法、労災法等に基づく補聴器購入費等の助成を受けられない人
- ・令和6年4月1日以降に補聴器を購入した人

●助成額（1回限り）

補聴器及びその付属品の購入費の2分の1以内とし、

上限30,000円（100円未満切り捨て）

※修理代、診察料、文書料は助成対象外です。

集音器等、補聴器ではない物は助成対象外です。

※手続きの流れは

裏面をご覧ください！！

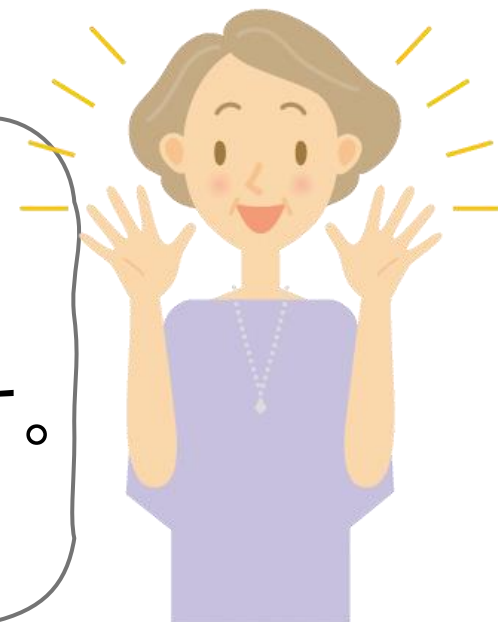
●問い合わせ先

伊豆の国市健康福祉部
福祉事務所長寿介護課

☎ 0558-76-8011

令和6年6月1日から

～手続きの流れ～



①申請書類を入手

市役所大仁庁舎長寿介護課で申請書類を受け取ります。
※市ホームページからもダウンロードができます。

②耳鼻咽喉科を受診

※診察料・文書料等は自己負担となります。

- ・申請書類を持参し、耳鼻咽喉科を受診します。
- ・「両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、補聴器の使用が必要である。」と認められた場合は申請書類の証明書（様式第2号）に医師の証明をもらってください。

③補聴器を購入

※必ず、補聴器販売店に相談し、
補聴器の調整をしましょう。

- ・補聴器を購入し、その領収書をもらってください。
- ・領収書は、購入日、購入金額、購入品目が記載されているものをもらってください。※宛名は助成対象者ご本人様に限りませす。

④申請書類を提出

※以下のいずれか早い日までに申請してください、

- ・購入した日から90日以内
- ・購入した日の年度末（3月31日）

- ・「申請書兼請求書（様式第1号）」、「証明書（様式第2号）」「支払領収書」、「印鑑」、「振込先口座の通帳又はキャッシュカード」を持参し、長寿介護課窓口へ提出します。